

2016年12月市議会 高木たけし市議の一般質問と市答弁（第一質問）

1. 市長の政治姿勢について

○自衛隊の南スーダン派遣について

高木市議 安倍政権は11月15日、自衛隊に新任務を付与する閣議決定を行いました。続いて18日、稲田防衛相は、南スーダンPKOに派兵する自衛隊部隊に対し、「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」の新任務に関する命令を出し、任務遂行のための武器使用が可能となりました。

南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊第11次派遣隊のうち、第1陣となる約130人が20日午前、青森空港から出発しました。残る220人は12月14日までに出発する予定です。

南スーダンでは、2013年12月のキール大統領派（政府軍）とマシャール前副大統領派の武装勢力との戦闘が首都ジュバから全土に広がり、深刻な内戦に陥りました。

2015年8月には「和平合意」が結ばれたものの、今年7月にはジュバで再び大規模な戦闘が発生し、数百人が死亡。その後も戦闘は各地で続いています。

政府自身が決めた自衛隊派兵の前提である停戦合意や中立性など「PKO参加5原則」そのものが崩れているのが現実です。

自衛隊が「駆け付け警護」を行えば、政府軍と交戦する事態も起こりかねません。ジュバでは、政府軍も反政府勢力も、子どもたちを徴用して、軍隊を再編しています。日本の自衛隊が、少年兵を殺傷する危険も迫っており、国際的にも大問題です。

政府軍との戦闘は、憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものです。違憲の戦争法の具体化は直ちに中止すべきです。攻撃された宿营地を守るため他国部隊とともに自衛隊部隊が応戦する「宿营地共同防護」も重大です。

政府は、自衛隊員の「自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用」だとし、「武力の行使」ではないと弁明しますが、国際法上、「武器の使用」と

「武力の行使」を区別した議論も存在しません。自衛隊が武力行使を前提にした活動に参加できるはずがありません。

自衛隊広島県協力本部のホームページには、県内出身の自衛隊員は、「私は中学一年生のときに起きた東日本大震災のときに活躍している自衛官の姿を見て、人の役に立つ仕事をしたいと考え陸上自衛隊に入隊しました」と入隊の動機を語っています。

このような国民と国土を守りたいという志を持つ青年を、戦闘で命を脅かす地域に派遣することは、許されません。日本には憲法に立った非軍事の人道・民生支援の抜本的強化こそ求められます。

国に対して、南スーダンからの自衛隊撤退と憲法9条の遵守を強く求めてください。以上に対してのご所見をおしめし下さい。

市長答弁 高木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自衛隊の南スーダンへの派遣についてであります。

我が国の今日の繁栄と平和を築くことができたのは、平和の理念を明記した憲法が、大きな役割を果たしているものと考えております。

国においては、平和の精神を尊重し、適切な対応がなされることを願うものであります。

以上

○原発について

高木市議 原発についてお伺いします。

国の原子力規制委員会は、40年と定められている原子力発電所の運転期限を撤回し、関西電力高浜原発1、2号機の延長を認可したり、5年前の福島原発事故の際の東京電力による「炉心溶融」を隠蔽していた事実が発覚するなど、国民不信を募らせるニュースが相次いでいます。

そのような中、愛媛県の四国電力伊方原発3号機が、多くの反対世論を無視し、再稼働されました。

伊方原発は、日本で唯一、瀬戸内の内海に面しています。

この海域の水は、入れ換わりにくいため、仮に事故で放射能が漏れ瀬戸内海が汚染されると、汚染は長く、留まり続けます。

本市は瀬戸内海の中央付近に位置していますが、いったん事故が起これば、避難する体制がないことなども指摘されており、瀬戸内海は壊滅すると言われます。

とりわけ新たに指摘されているのは、4月以来の熊本や大分を中心とした連続的な地震で、その延長線上にあるとみられ、伊方原発のすぐ近くを走っている中央構造線断層帯や、日本列島の南を走る「南海トラフ」の活動が活発化する恐れです。

避難体制に対する住民の不安も解消しておらず、再稼働は全く道理がありません。

原子力発電はもともと未完成な技術で、ひとたび事故が起こればコントロールできなくなる危険な存在です。

それに輪をかけているのが、電力会社と政府の経営優先、安全軽視の姿勢です。

安倍政権は、原子力規制委員会の審査に合格した原発は、再稼働させるという姿勢を続けていますが、一度は再稼働した高浜原発3、4号機について、裁判所から、「規制委員会の基準が緩やか過ぎる」と運転停止を命じられるありさまです。

そのような中、再稼働の強行は許されません。
再稼働を認めた審査を取り消し、再稼働を白紙に戻すべきです。

この夏も必要な電力は、原発なしでも確保できることは、政府自身も認めています。市長の原子力発電についてのご所見をお示し下さい。
また、政府に対し、原子力から撤退するよう、要望することを求めます。
以上についてお示し下さい。

市長答弁 次に **原発について**であります。

原子力発電は、国が、2014年（平成26年）4月に取りまとめた「エネルギー基本計画」において、「発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となるベースロード電源」と位置付けられています。

また、原子力に係る政策の方向性として、「安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提のもと、原子力発電所の安全性については、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合する場合には再稼働を進める。

その際、立地自治体等関係者の理解を得るよう取り組む」とされています。

本市は、原子力発電所の立地自治体ではなく、近隣にも原子力発電所が立地できてないことから、本市を念頭においた考えを述べることはいたしません。一般的に、この方針に従って、例えば、立地自治体が原子力発電所の立地又は停止を要請した場合には、電力会社は、地元の意向を尊重する義務があると考えております。

以上

2. 防災行政について

○避難所の周知について

高木市議 災害時における避難について伺います。

広島県が行った2015年度防災・減災に関する県民の意識調査によると、避難場所の確認方法で最も多いのは、市町が配布したハザードマップが52%、ホームページは14%となっています。

福山市では、津波、土砂災害、洪水の種類ごとのハザードマップを作製、それぞれ避難場所を記載し、ホームページや公民館で閲覧できるとしています。

ハザードマップが配布してあれば、いざという時に避難場所に退避することが可能となり、住民の生命を守ることに繋がります。ハザードマップを全戸に配布することをもとめます。全戸配布に要する費用の試算について、それぞれ、ご所見をお示しください。

○災害時の人員体制について

東日本大震災に見舞われた、宮城県名取市は、上水道の日常的な維持管理業務を民間企業に委託していたため、損壊した上水道の復旧事業ができませんでした。

震災後1カ月を経過した時点でも、民間企業が機能することができず、他自治体の現業職員の支援をうけたことで、現業職員の必要性が再認識されています。

また、熊本地震が起きた宇土市で、発災時には、250人の職員のうち、16か所の避難所に100人近くを派遣したため、支援物資の仕分け・運搬や市民に対応する職員が不足したとのことであります。

南海トラフ大地震の発性が高まっているなか、東日本大震災、熊本地震などの教訓を、福山市でも、活かしていくことが必要です。

この間、定員管理の下、地方自治体が、職員を削減しました。職員を減らし、業務の委託をすすめていたのでは、震災発生時に、住民の生命と財産を守る使命を果たすことはできません。

また、民間事業者に、自治体職員と同じ役割が求められるものではありません。

財政状況が逼迫する中でも真のセーフティネットとしての機能を十分果たすことができる体制をつくるべきであり、その役割を果たすのは自治体職員です。

福山市が、自治体としてその役目が果たせるよう職員体制の充実を求めるものです。ご所見をお示してください。

○耐震化促進について

福山市耐震改修促進計画(第2期計画)(案)では、住宅について現在の耐震化率77%を2020年度85%に、多数のものが利用する建築物の現状85%を2020年度95%にするとしています。

住宅や多数のものが利用する建築物の耐震化がなかなか進展しない理由についてお示してください。

木造住宅の耐震についてアンケートを行っています。

耐震改修の助成を利用しようと思った回答は54.7%にのぼり、改修費200万円の場合、自己負担額がどの程度ならば助成制度を利用したいと思いませんかの設問に100万円との回答です。

補助金の増額で、耐震改修の促進が期待できます。

他自治体の耐震改修の補助制度は、補助割合が2分の1や、限度額90万円、部分改修への補助などを行っています。

福山市でも、こうした手立てをとることを求めるものです。ご所見をお示してください。

また、熊本地震による建築物の被害状況に基づき、耐震基準や耐震診断のあり方について改めて検討することが必要であり、国に対し見直しの必要性について検討を求めてください。

市として、地震災害に強いインフラ整備、避難所内の非構造部材などの耐震化、避難所の追加指定、支所・公民館・コミュニティ館などの耐震化、車中泊避難対策の促進などを求めるものです。

以上について、ご所見をお示してください。

市長答弁 次に**防災行政について**であります。

ハザードマップの配布につきましては、津波ハザードマップは浸水想定区域内の全世帯に配布しており、土砂災害及び洪水のハザードマップにつきましては、「暮らしの便利帳」に掲載し、市内の全世帯に配布しているところであります。

なお、全てのハザードマップを、全世帯に配布する費用は、およそ3千万円です。

次に **災害時の人員体制について**であります。

職員体制につきましては、これまでも業務量に見合った人員配置を基準に「必要な配置を行い、適正に対応してきたところであります。

今後も、この基本的な考え方にに基づき、新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応しつつ、効率的で効果的な職員体制としてまいります。

次に、**耐震化促進について**であります。

市内の住宅の耐震化率につきましては、国の「住宅・土地統計調査」に基づいて推計した結果、2003年（平成15年）の耐震化率は、65%でありましたが、昨年度末には約77%となっております。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率につきましては、2008年度（平成20年度）の耐震化率は、76%でありましたが、昨年度末には、85%となっており、これまでの取り組みにより、一定の改善があったものと受け止めております。

住宅の耐震改修費の補助につきましては、2011年度（平成23年度）に制度を設け、2013年度（平成25年度）には、補助率や上限額を拡充したところであります。

耐震基準につきましては、国において、熊本地震における建物被害の調査、分析に基づき検討した結果、「新耐震基準が倒壊防止に有効だった」とする報告が10月になされたところであります。

引き続き、出前講座等あらゆる機会を通じて、耐震化の必要性の啓発や補助制度の周知に努めてまいります。

次に、支所や公民館などの公共施設やインフラ施設の整備につきましては、「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」に基づき、計画的保全・長寿命化などに取り組んでまいります。

なお、主な避難場所となる屋内運動場などの非構造部材のうち、つり天井については、全て耐震化済みであり、バスケットゴール及び照明器具についても、

今年度中には耐震化が完了する予定であります。

避難所につきましては、小・中学校、公民館などの274施設を指定しており、南海トラフ地震で想定されている避難者数約9万1千人に対して、約9万6千人を収容可能であります。

車中泊によるエコノミークラス症候群への対策につきましては、広島県が定めている「災害時公衆衛生活動マニュアル」に沿って、適切に対応してまいります。

以上

3. 国保行政について

○国保広域化について

高木市議 国保事業の県単位化について、伺います。

この間、厚生労働省が示すガイドラインに沿って、広島県は、国民健康保険広域化等連携会議を開き、2018年から県単位化をすすめるための統一的な国保運営方針について検討しています。

スケジュールでは、来年3月ごろ広島県の国保運営方針(素案)を作成予定です。

国保運営の財政的困難の打開策として、県単位化がすすめられていますが、国保の構造的問題として加入者の多くが低所得であるにもかかわらず、国庫負担率を引き下げてきたことが問題です。国庫負担の引き上げを国に求めてください。ご所見をお示しください。

全国市長会も、国に対し県単位化に向けて1兆円の財政支援を求めています。

国による財政支援は、2016、17年度で、3400億円にとどまっていますが、これは、全国の国保会計3500億円の赤字分にも足りません。

しかも、17年度は、この財政支援も減額されようとしています。減額しないよう国に求めてください。また、県単位化にともない、国庫負担率は引き上がるのかお示しください。

福山市も、国保会計に、法定外繰り入れを行っています。厚労省は、法定外繰り入れについて「これまで通り、市区町村の裁量でできる」と明言していました。

しかし、県単位化では、財政安定化基金貸付・交付を行うとの事です。貸し付け、交付の判断基準の具体をお示しください。

貸し付けとなれば、いずれ返済が求められ、国保税の引き上げが懸念されます。

福山市として、県に、一般会計からの法定外繰り入れを認めるよう求めること。

ご所見をお示しください。

「市町村間の格差」については、納付金制度の導入により、市町村間の調整が行われるもので、医療費の適正化等に積極的に取り組む保険者には、支援金が交付されるとの事です。

医療費削減は、受診抑制ではなく、早期発見早期治療によってこそ可能と考えられます。

ご所見をお示しください。

都道府県に、10月、電算システム簡易版が下りていることから、それぞれの市町の納付金額なども試算し、示されているのではありませんか。その具体についてお示しください。

納付金は、県に100%納めることが原則とされ、市町に対し徴収強化の圧力が掛けられます。

そのため、差押えの強化、資格証明書の発行が増加することなどで、ますます、医療を受ける権利が奪われることになりかねません。

また、納付金を100%納めるために、保険税をさらに上乗せすることになり、一層の負担増が懸念されます。

ご所見をお示しください。

国保の都道府県単位化は、国保税のさらなる引き上げ、資格証明書の発行による保険証の取り上げ、差押えなど無慈悲な滞納制裁が一層強化されかねず、加入者の苦難は増すばかりです。

そこに、強引な給付抑制策や、病床削減が結びつけば、地域の医療基盤が壊れかねません。

国保の都道府県化は、中止・撤回することを求めるものです。ご所見をお示しください。

○国保税について

国保税引き下げと減免制度拡充について

現行の国保制度は、被災・盗難・事業不振など「一時的な所得激減」におちいった人への減免制度はありますが、「恒常的な低所得」の減免は行っていません。

そのため、生活保護基準以下の世帯に多額の保険税が賦課されたり、保護基準ぎりぎりの境界層世帯が、保険税の賦課・徴収で基準以下に落ち込むなど生存権が侵害される状態となっています。

貧困層・境界層などの「恒常的な低所得」に対応した減免制度を創設すること。失業で国保に加入した人への「所得割」の軽減制度をつくることを求めます。

また、加入者の所得が減少している中、国保税の引き下げを行う事を求めるものです。ご所見をお示してください。

○一部負担金の減免について

窓口負担の減免制度の拡充について

生活悪化で窓口負担を払えない人が増えています。

2010年9月から、国は自治体が減免を行った場合に半額を国が負担する措置をはじめています。

しかし、対象者が狭く限定されているため、活用することができない状況となっています。

とりわけ、「恒常的な低所得は対象外」としている事から拡充を求める声が高まっています。

国に対し拡充を求めるとともに、市として窓口負担軽減制度の拡充を求めるものです。

ご所見をお示してください。次に、国保行政についてであります。

市長答弁 まず、国保広域化についてであります。

国庫負担につきましても、これまでも、国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための財源措置を確実に実施するとともに、さらなる財政支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望を行っているところであります。

また、国庫負担率については、県単位化にともなう財政支援の拡充により、2015年度（平成27年度）から財政基盤の強化が図られております。

次に 財政安定化基金貸付・交付の判断基準の具体についてであります。

貸付、交付の判断基準の詳細につきましては、現在、広島県において検討されているところであり、現時点では、お示しすることは困難であります。

次に、一般会計からの法定外繰り入れについてであります。

広島県においては、2018年度（平成30年度）から6年間の激変緩和措置を設けるとともに、その期間で法定外繰り入れ等の解消や削減に、計画的に

取り組む方向で検討されていると伺っております。

次に、医療費の適正化につきましては、特定健康診査・特定保健指導を始め、レセプト点検の充実などの適正化対策が必要と考えており、引き続き、重点的に取り組んで参ります。

次に、**納付金**についてであります。

現在、広島県においては、国から配布された国保事業費納付金等算定標準システムの簡易算定版でシミュレーションが行われておりますが、今後、国から各種係数が示される予定であり、現時点では、お示しすることは困難であります。

なお、収納率の向上は、国保事業の安定的な財政運営に向けた重点施策であることから、引き続き、実効ある収納対策に取り組んで参ります。

次に、国保の都道府県化についてであります。

国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築する改革と認識しており、引き続き、全国市長会や県内市町と連携していく中で、円滑な制度設計と移行がなされるよう、国・県に対し、働きかけて参る考えであります。

次に、**国保税**についてであります。

減免制度の拡充についてであります。

国民健康保険制度においては、低所得世帯に対する法定軽減制度が設けられ、2014年度（平成26年度）からは毎年度、拡充・見直しが行われております。

加えて、倒産・解雇・雇齢止めなどによる離職をされた人についても、減免制度を設けているところであります。

次に、**保険税の引き下げ**についてであります。

新年度の事業運営につきましては、医療費が増加傾向にある中、国の新年度予算の概算要求では、国保会計において、医療費に次いで大きな比重を占める後期高齢者支援金や介護納付金の拠出額の増加が見込まれており、非常に厳しい状況にあるものと考えております。

今後、新年度予算編成に向けて、国から基礎数値などが示されることから、その動向を的確に把握し、継続的な安定運営を基本に、被保険者負担のあり方について、慎重に検討して参りたいと考えております。

次に、**一部負担金の減免**についてであります。

減免制度の運用基準につきましては、国からの通知に基づき、2011年度

(平成23年度)に拡充したところであります。

現在、広島県において、国保広域化にむけ、一部負担金減免制度についても検討することとされており、この動向を注視して参りたいと考えております。

以 上

4. 上下水道事業について

福山市上下水道事業中長期ビジョン《経営戦略》素案について

高木市議 福山市は、2017年度から2026年度までの10年を計画期間とした「上下水道事業中長期ビジョン経営戦略」を作成するためのパブリックコメントを募集しています。

福山市の上下水道事業を取り巻く環境としては、水需要構造の変化による使用水量の減少、上下水道施設の老朽化、知識と技術を有する職員の大量退職、事業の重要性を市民に理解されていないなどの現状があり、

課題としては、受益者負担の原則などに基づく料金・使用料の適正化、計画的・効率的な施設設備、人材育成・技術継承、広報広聴の充実などの課題を踏まえ、経営資源「ヒト・モノ・カネ・情報」の最適化を図る経営戦略を策定するとしています。

福山市に先立って、国は新水道ビジョン、新下水道ビジョンを策定し、総務省の2014年8月の通達「公営企業の経営にあたっての留意事項について」を発しています。

国の上下水道事業の方向性として、○サービスの持続性、○効率化、最適化○広域化○民間の資金・ノウハウ活用、○ICTの活用○防災対策・危機管理が示されています。

国が示す方向性を踏襲する中で、ビジョンの策定を行うものと思料しますが、いくつかの点について質問いたします。

水需要の低下で給水収益が減少する一方、老朽施設の更新や耐震化などの投資的経費の増高が懸念されます。

受益者負担の原則として、水道料金の引き上げが行われることを懸念するものです。

水道法第1条に示す、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに貢献すること」の目的に即し、水道料金の引き上げを行わないことを求めるものです。

今後の方向性についてお示しください。

老朽化した水道管や施設についての更新は、相当な予算を必要とし、国の財政支援が求められます。

国に対し、一般管路の更新に関する助成や施設設備の耐震化の補助率引き上げを強く求めてください。

また、今日まで、東部、西部、北部、神辺の出張所の廃止と本局への業務一本化、水道修繕業務や営業関連業務の民間委託を進めてきました。

市民の命と健康に直結する当事業は、効率性の名の下に、さらなる民間委託を行うことは認められません。

直営を堅持することを求めるものです。

さらに、定員管理と給与の適正化について、福山市はすでに、2012年度水道局と建設局下水道部の組織統合を行い、職員44名を削減しています。

また、新給与表の適用で、賃金の引き下げを行い、多様な雇用形態の活用により、臨時採用の職員が増加しています。

さまざまな技術の継承や安定的・安全な事業を継続するためには、職員は原則、正規雇用とすることが求められます。今後の方向性をお示してください。

また、「多様な主体との連携の推進」や「発展的な広域化」とは、どのような内容なのか、その具体をお示してください。

以上、それぞれについてのご所見をお示し下さい。

市長答弁 次に、福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）素案についてであります。

まず、**水道事業経営の今後の方向性について**であります。

上下水道は、市民生活や社会経済活動にとって重要なインフラであることから、将来にわたり事業を継続していく必要があります。

このため、福山市行政運営方針やビジョン（経営戦略）に基づき、経営資源を最大限に活用するとともに、上下水道事業経営審議会での意見等を経営に反映するなど、中長期的視点に立った計画的・効率的な施設整備や持続可能な経営基盤を確立する中で、一層の経営健全化に努めて参ります。

次に、**水道施設の更新**に当たりましては、引き続き、国に対して補助率の引き上げなど、要望して参ります。

次に、**水道事業の運営**についてであります。

今後も、公と民の役割分担を明確にする中で、民間活力の活用も含めた、効率的・効果的な事業運営に努めて参ります。

次に、「**多様な主体との連携の推進**」と「**発展的な広域化**」の具体についてであります。

今後の上下水道事業の経営に当たっては、持続可能な経営基盤を確立する中で、市民サービスを安定的に提供する必要があることから、民間企業や大学、県、近隣自治体など、いわゆる産・学・金・官・民との連携の推進に取り組んで参ります。

以上

5. 立地適正化計画基本方針（案）について

高木市議 福山市は、立地適正化計画基本方針を策定するために、パブリックコメントの募集を行っています。

2014年4月、都市再生特別措置法の一部改正に伴い、生活に必要なサービス機能や高次都市機能が立地する区域、居住を促し、都市機能を支える区域の形成を推進する「立地適正化計画」が策定できることとなりました。

当計画は、「人口減少社会」を前提としていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基にしています。

この推計は、2010年の国勢調査を基にしたものであり、2015年の国勢調査を反映したものとはなっていません。

2015年度の国勢調査では、福山市は、社人研の示す数値よりも高く推移しています。少子高齢化を宿命のように強調するべきではありません。

また、地方自治体や市民の努力で、人口増を図る取り組みや、出生率向上の施策・取り組みを行うことによる成果は全く考慮していないことは大問題です。

内閣府の発行している「地域の経済2014」には、2010年から3年間で人口が増加した3大都市圏を除く148自治体が掲載されています。

人口が増加した市町村には、製造業、商業の集積等が見られる。農業や観光などの拠点が存在する。昼夜人口比率が1倍を超える。有効求人倍率が比較的高い。また、周辺自治体と比較して出生率が高い等の特徴が示されていますが、その148の自治体に福山市が入っています。

出生率2008年からの5年平均では1.71であり、広島県平均よりも高く都市部の中では突出した高い状態を維持しています。

福山市が持っているこれらの優位性を生かす施策展開を行うべきではありませんか。

また、当計画案には、山間部や周辺地域では、若者や子どもの減少、高齢者単身世帯の増加、空き家や耕作放棄地の増加と分析していますが、これに対する対策が重要です。

若者の雇用を増やし、低家賃住宅の提供、子育て世帯に対する保育料や子ども医療費の負担軽減などの支援策を行なうことにより、さらに出生率の向上を図ることや、福山市への人口流入を図ることは可能であります。

人口増加施策を福山市の重点施策に位置づけ、実施することを強く求めます。ご所見をお示しください。

また、地方自治体は、住民がどこに住んでも必要な福祉や医療、教育を受けられるよう、福祉施設や地域診療所の整備、小さな学校の存続、交通網の整備にこそ力を注ぎ、役割を果たすべきです。

山間部や周辺地域の衰退を容認、傍観するのではなく、農業、林業、漁業振興、6次産業化支援や低家賃の住居の提供など、若者のチャレンジを支援する施策を行ってはいかがでしょうか。

地域産業をおこし、周辺部で快適に生活できれば、人口密度の低い地域での穏やかな暮らしを選び、流入する世帯も望めるのではありませんか。

福山市は、周辺部にどのようなまちづくりを進めるのか、地域住民と共に知恵と力を尽くすべきです。

経済効率性の名の下に、居住権を侵害し、まちの歴史的積み上げや暮らしを壊すことは許されません。

また、街の姿を大きく変える当計画について、まず、きめ細やかな住民説明会を行い、情報の交流を行い、内容を周知徹底した上で市民意見の集約を行うべきです。

今回のパブリックコメントの期間を大幅に延長することを求めるものです。以上、それぞれについてのご所見をお示しください。

市長答弁 次に、**福山市立地適正化計画基本方針（案）**についてであります。

人口減少は、地方共通の課題であり、本市も避けては通れないものと考えております。

そのため、本市は、人口減少社会への対応策として、子育て支援や、移住定住対策などに努めているところであります。

また、本市の将来のまちづくりは、市民の皆さんと共に議論し、人口減少に

伴い顕在化する諸問題を、力を合わせて乗り越えていく必要があると考えております。

そのため、本市では、客観的、かつ、具体的なデータに基づき将来の人口分布を表示した地図を使用したり、わかりやすい表現などに努める中で、基本方針（案）を作成しております。

パブリックコメントは、2016年（平成28年）12月1日から2017年（平成29年）1月4日までの期間実施し、提出された意見を反映した基本方針を今年度中に成案化してまいります。

以上

6. 教育行政について

○小・中学校再編問題について

高木市議 小中学校再編問題について伺います。

服部小学校、東村小学校の再編計画について保護者の納得を得ないまま、地域説明会が行われました。

発言のほとんどは、地域から小学校をなくさないでほしいという要望です。

地域からも、学校の統廃合はやめてほしいとの要望が出ているにもかかわらず、強引な再編計画をすすめることは許されません。

市長は、公民館に出向いて話を行う加茂町広瀬の「車座トーク」の場で、広瀬小・中学校の保護者や地域住民に対し、「説明が不十分であり、改めて話し合いを始めたい」と提案したことが報道されています。

小中学校の再編計画について、再編するかどうかも含めて、保護者、地域住民との話し合う場を設けることを求めるものです。ご所見をお示してください。

地域の説明会では、「子どもたちが教育内容はもちろん、施設や教育教材など充実した環境の中で、多様な友達関係を通して切磋琢磨することができる。こうした教育環境の下、変化の激しい社会にあってもたくましく成長することができる子どもを育てることが教育の、そして学校再編の目的」だとしています。

そのため、適正規模校に再編することが必要だとされていますが、そうであれば大規模校についても、適正規模にしていくことが必要ではありませんか。

しかし、過小規模校や小規模校の再編統合だけが焦点化されていることは、子どもたちのためにというものではなく、財政問題からの再編計画というほかありません。ご所見をお示してください。

この学校の再編問題について、最も影響を受ける子どもの声が聞こえない問題があります。

日本は、「子どもの権利条約」を批准しています。

「子どもの権利条約」では、18歳未満の全てのものを「子ども(児童)」とし、意見表明権ほか思想・信条や表現の自由、プライバシーの保護など幅広い権利を

保障しています。

子どもには、保護されなければならない権利があると同時に、自分に係る意思決定に参加する権利、意見表明権があります。

しかし、学校再編について、子どもの権利は言うまでもなく、子どもの気持ちや考えをほとんど聞いていません。

条約第12条には「子どもの意見の尊重」について記載されています。

学校再編について、子どもの意見を表明できる場を設けること、子どもの意見の尊重を求めるものです。ご所見を示してください。

市長答弁 教育行政についてお答えいたします。

「**学校規模・学校配置の適正化計画**」についてであります。

今日、少子化に伴い、学校の小規模化が急速に進んでおり、学校再編は、避けては通れない課題です。

引き続き、保護者、地域の皆様との意見交換を行い、再編について理解をいただけるよう取り組んでまいります。

なお、広瀬学区の保護者から、教育委員会の説明が不十分だと受け止められたことにつきましては、改めて話し合いの場を持ちたいと考えております。

学校再編の取組は、教育的観点で行うものであります。

望ましい教育環境の中で、教育効果を高めていくためには、今後、授業へのICT機器の導入や、老朽化した校舎の改修の建替えなど、膨大な財政負担が生じることが見込まれています。

学校規模を適正化することにより、教育費の効果的な投入が図られ、将来に亘って、教育の質の維持・向上が図られると考えています。

子どもたちの教育環境は、保護者や地域住民、そして、学校関係者や行政が、しっかりと議論すべき問題であると考えています。

児童生徒に対しては、新しい学校生活に向け、再編校同士の事前の交流事業を行うなど、新たな環境に対する不安感を解消できるよう、丁寧に取り組んでまいります。

以上